

ジェイアール西日本不動産開発株式会社
代表取締役 近藤 隆士 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成24年8月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R 京都駅 N K ビル

京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町9 2 6 他 6 筆

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示 第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

駐車場については、駐車場確保の目的に従った利用がされるよう周知徹底及び適切な誘導を行うとともに、公共交通機関の利用を更に進めるため、先進的な取組を含めた継続的な取組を実施することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該地域は、本市を代表する商業地域の拠点の1つであり、都市計画法上の商業地域にあたる。

周辺の状況は、北側には道路を隔ててキャンパスプラザ京都があり、東側はJR京都駅ビルに隣接し、西側には東塩小路公園及び公共職業安定所があり、南側はJR京都駅となっている。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、駐車場の位置変更等について、変更開始日についての質問が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画は、開店後5年を経過したことを踏まえ、来客用駐車場の利用実態から今後の駐車場利用を予測した上で、本市が平成23年4月20日から実施した「大規模小売店舗立地法に定められた必要駐車台数を引き下げる京都市独自基準」に沿って、実態に合わせた駐車場運営を目指すものである。

今回の変更計画を検討した結果、来店客車両総数と台数の推移については、駐車場利用実態を踏まえた今後の駐車場利用予測によると、想定される収容台数を上回ることはないと考えられる。また、新たに設ける駐車場については、駐車場確保の目的を明確にした上で、周辺交通への配慮を行う内容となっている。

駐車場については、駐車場確保の目的に従った利用がされるよう周知徹底及び適切な誘導を行うとともに、公共交通機関の利用を更に進めるため、先進的な取組を含めた継続的な取組を実施することが望まれる。